

ニッポンハム食の未来財団 2019年度第二期 団体活動支援助成 完了報告書

企画活動名	地域子育て支援拠点事業つどいの広場職員対象 「こどもがまんなか食物アレルギーサポートブック」作成・普及事業
フリガナ	クガ ヒロト
申請者（代表者）氏名	空閑 浩人
団体名（正式名称）	団体名：認定特定非営利活動法人F a S o L a b o 京都 申請者の役職・肩書など：理事長

1. 活動結果要約

『つどいの広場 こどもがまんなか 食物アレルギーサポートブック』を発行し、全国の地域子育て支援拠点（以下「ひろば」）へ配布を行いました。

この活動は、2015年にひろばに利用者支援事業（個別ニーズへのワンストップ対応）が追加され、ひろば職員からも食物アレルギーについての研修を求める声が多くあるにも関わらず自治体による研修がないため、その補完を目的として実施したものです。

これはアレルギー疾患対策基本法が福祉六法外に位置し、ひろばに食物アレルギーへの取り組みへの根拠法が無いことに起因しています。乳幼児期にひろばを利用できないことは、孤立しがちな子育てとなりQOLが低下するだけでなく、適切な助言を得られず適切な治療に繋がらない状況にもなります。

しかしこの冊子を配布した施設からは追加要望や、京都府からの問い合わせもあり子育て支援現場では社会的排除にある食物アレルギー児の子育てへの一助となり始めています。

加えて、一緒に作成を行った専門医・P A E・ソーシャルワーカーが一堂に会することで、医療・福祉の相互理解が図られたこと、ひろば等子育て支援の現場に食物アレルギーの正しい知識の普及が欠けていることを医師・P A Eの方に知っていただく機会となったことは、大きな成果であったと考えています。

2. 活動目的

この活動の目的は、2回実施した事前調査（2017年『食物アレルギーの子どもと保護者への子育て支援に関する調査』 調査対象：食物アレルギーの乳幼児の保護者）（2018年『食物アレルギーに配慮した運営・取り組みについての心証調査』 調査対象：当法人運営のひろばを利用する食物アレルギー児ではない保護者）から得た結果をもとに、地域子育て支援拠点（以下「ひろば」）に食物アレルギーへの正しい知識や、相談援助について周知することです。

ひろばは、0～3歳を中心とした地域の子育て世帯の最も身近な子育て支援施設として位置付けられている厚生労働省の事業で、「屋根のある公園」であり、職員は「先輩ママ」が自身の子育ての経験からアドバイスをするというのが始まりです。そのため、施設の運営や催しに食物アレルギーへの配慮はなく、食物アレルギーへの相談も個人的な経験に基づいて現在の診療のエビデンスにそぐわない治療法を助言・指導してしまうことや専門医等に紹介するノウハウ・情報源が施設にないという問題があります。早期治療の開始により、寛解が見込まれる可能性が高くなった疾病だけに大変残念なことです。

現状を改善するためには、医療・相談援助の専門家からも早期の専門医紹介の重要性と適切な専門医の探し方について施設に啓蒙・情報提供がなされる必要があると思われます。ひろば職員のほぼ全てが、非医療関係者であり、ひろばだけで相談を完結するには限界があるため、適切な相談窓口に繋げることが重要になります。

しかしながら、2015年からは開始した利用者支援事業も追加され、ひろば職員からも、食物アレルギーの研修を求める声が多数あるにも関わらず、自治体による研修は未だ実施されていません。

ひろばでは、高い安全性が求められる事情から情報の不確実性の点で、依然食物アレルギー対応への敷居が高く普及が進んでいません。医療・相談援助の専門家や学会による情報発信も、ほとんどありません。安全性や信頼性を築くためにも、子育て支援分野への医療・福祉の参画と情報発信が今後重要になってくると考えます。

その為、当法人が実施している食物アレルギーに配慮した施設管理・運営や、Q&Aを冊子にまとめ、配布・普及を行いました。

3. 活動方法

この事業の実施に先立ち、2018年3月に医療関係者4名、福祉関係者4名（以下「研究会委員」）で「食物アレルギー相談援助研究会」を立ち上げ、食物アレルギーの生活モデルでの相談にどのように応えていくかを医福の視点で検討を重ねてきました。そして、自治体の取り組みが無い「地域子育て支援拠点等子育て支援施設（以下「ひろば」の職員）を対象に講座等によるアレルギー対応の普及を行うこととしました。ひろば、0～3歳の子どもと保護者を対象としているため、早期に適切な場（専門医等）につなげることで、適切な医療を受けることができ寛解やQOLの向上につながるからです。

①冊子の作成：

法人職員（粟・伊吹・今川・三好）が、当法人での日ごろのひろばでの取り組みのページを担当、職員で社会福祉士（小谷）が、京都府内で受けたQ&A・専門医の探し方のページを担当し第一稿の作成を行い9/5に初版印刷を行いました。

その後、9/19に特定原材料に準ずる品目にアーモンドが追加されたことや、内容の見直しを行う必要が生じ、第二稿の作成を行い11/15（金）に印刷を行いました。

監修は、2回共に研究会委員に医療・福祉のそれぞれの視点から行っていただきました。

②子育て支援施設等子育て支援に関わる方への講座の開催：

9/7（土）に食物アレルギーの基礎知識（楠隆医師）とソーシャルワークの基礎知識（空閑教授）の公開講座、2/2（日）にスキンケア講座・実習を実施、講座資料に作成した冊子を使用しました。

3/14（土）開催予定であった2回目の公開講座は、新型コロナの影響で延期となり、助成対象期間外9/7（土）の開催となってしまいました。

③京都府内のつどいの広場での活用：

当法人が京都府のこどもつながり応援隊事業補助金で実施した福知山市・京田辺市・長岡京市・亀岡市・京都市西京区のひろばや患者会での食物アレルギー講座・交流会で、受講者や施設職員に手交・説明を行いました。（小谷智恵）

計画当初では、地域子育て支援拠点のみの配布を計画していましたが、京都府の補助金を活

用したことで新たな地域コミュニティが誕生しました。そのため、その場でも冊子の有効性を鑑み配布等を行いました。

④子育てひろば全国連絡協議会の全国研修会での提案：

当初は、全国のつどいの広場の職員が一堂に会して実施される研修会での配布や、食物アレルギーの分科会の開催を提案する（中村有美・小谷智恵）予定であったが、すでにプログラムが決定しており、分科会の設置はできませんでした。しかしながら、事務局の提案で、随時全国で実施される小規模の研修会で配布いただけることになりました。

⑤全国の地域子育て支援拠点への配布：

当初は計画していませんでしたが、④での反響により全国約 5500 箇所の地域子育て支援拠点への発送を行いました。

4. 結果及び波及効果

① 2018 年度に独立行政法人福祉医療機構の助成で実施した「食物アレルギー児への子育て支援事業」の機構及び厚生労働省でのヒアリングにおいて、冊子を参考資料として提示したところ、地域子育て支援拠点（以下「ひろば」）での食物アレルギー児への支援について高く評価いただきました。

ひろば事業は、福祉六法の一つ「児童福祉法」に該当する事業で、子どもの福祉として義務付けられている事業です。そして、ひろばでの相談で増加傾向にあるものが、発達障害と食物アレルギーです。全国のひろばの職員からも、この2つについて研修の要望があり、2015 年度から発達障害は、自治体主催の子育て支援員基礎研修に組み込まれました。しかしながら、食物アレルギーは依然として研修に組み込まれていません。

これは福祉六法と、発達障害と食物アレルギーへの法的根拠の違いからきています。2005 年に発達障害者支援法が施行された時、当初からその分野は、医療・保健・福祉・教育・労働と、生活モデルにおいても切れ目のない様に作られました。さらに 2015 年には障害者基本法の中に『精神障害（発達障害を含む）』という文言が入ったことで、福祉六法の障害児・者への表記も全て上書きされ、児童福祉法の中でも義務とされる事業となりました。

しかしながら、2015年に施行されたアレルギー疾患対策基本法は、施行当初から医療・保健・教育分野に留まり、またこの福祉六法外であることから生活モデル、つまり福祉分野では努力義務にもならない分野外としての扱いが当たり前の状況にあります。

児童福祉法内での法的根拠がない食物アレルギーは、法的狭間「社会的排除」にあると言え、そのために、ひろば事業での対応がなく乳幼児期の支援に欠ける状況であることを、評価委員の方々に認識いただける機会となりました。

その結果、地域子育て支援拠点事業の助成モデル事業として選出いただき、機構発行の全国規模の報告書等に紹介いただき、視察等のリクエストをいただくことにつながりました。

- ② 設立当初から、私たちの「支援者支援」事業の対象であった「子育て支援者」の講座参加が実現されました。

本活動以前からも、支援者を対象とした講座を実施してきたものの、一番の対象であると考えていた「ひろば職員」の参加は「0人」を更新していました。

その原因を研究会委員で検討を重ね、講座の内容やアプローチを大きく変更しました。講座の内容は、初版の冊子を参考資料とし、食物アレルギーの基礎知識については「非医療従事者にも対応可能な次に繋げるための必要な知識」に視点をあて、また相談を受けた際にも「次に繋げるため」のソーシャルワーク講座も取り入れました。

アプローチについては、子育てひろば全国連絡協議会と初めて連絡を取り合い、京都府内に限らず、全国からの冊子要望の声をいただけるようになりました。

- ③ 医福両分野からの研究会委員を招聘したことで、「地域子育て支援拠点」や「生活モデル」での食物アレルギーの取り組みの必要性を検討できる場ができたと考えています。

これまでは、集団生活の場（幼稚園・保育園・学校）での体制も、安心・安全面が第一義であることから医療モデルで語られることがほとんどでした。食事が治療と関わるために、集団生活の場や地域子育て支援拠点での日常生活・集団生活にも支援の必要性を共有でき、議論ができる場は、これまでありませんでした。特に「子育て支援」「生活モデル」の分野への医療の参画と情報発信、福祉との連携が重要になってくるのではないかと考えることから、今後、両者が更なる議論を重ねる必要性を感じるようになりました。

5. 今後の活動について

①作成した冊子をテキストとした講座・実習等の実施

非医療関係者による「次に繋げる支援」の実践のためには、現在はまだ裾野を広げる初期段階であることが、本活動でも明らかとなりました。

京都府内だけでなく、子育てひろば全国連絡協議会を通じて全国への展開を視野入れた取り組みを計画しています。

②作成した冊子をSNSを通して発信

当法人のホームページで、冊子をダウンロードできるようにする予定です。

③事例集の作成

3年を目途に、各施設が実際に対応した事例集を作成予定です。

④相談事例検討会の実施と食物アレルギーソーシャルワーカーの人材育成

対応の困難事例については、集合形式若しくは訪問形式で事例検討会を開催し、患児・保護者・施設等の調整を図れる人材の育成を行える体制を作りたいと考えています。

また、京都社会福祉士会を通じて、京都府内の子育て支援施設・学校（SSW）で、食物アレルギーへの生活モデルの対応のできるソーシャルワーカーの育成を行っていききたいと思えます。

以上